○財務省告示第三百六十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十一日

財務大臣　麻生　太郎

関東財務局東京財務事務所立川出張所の項中「東京都立川市緑町四―一―十八」を「東京都立川市緑町四―二」に改める。

○財務省告示第三百六十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十一日

財務大臣　麻生　太郎

関東財務局東京財務事務所立川出張所の項中「東京都立川市錦町四丁目一番十八号」を「東京都立川市緑町四番地二」に改める。

○国税庁告示第二十号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十一日

国税庁長官　稲垣　光隆

浦河税務署の項中「常盤町二十八番地」を「大通五丁目八十六番四」に改め、大船渡税務署の項中「字宇津野沢八番地一」を「字下館下七番地二十二号」に改め、米沢税務署の項中「五号」を「九号」に改め、須賀川税務署の項中「五十九番地の二十五」を「九十六番地」に改め、横須賀税務署の項中「上町三丁目一番地」を「新港町一番地八」に改め、厚木税務署の項中「水引一丁目十番七号」を「岡田三千五十番地」に改め、堺税務署の項中「二十号」を「二十九号」に改め、呉税務署の項中「西中央二丁目一番二十一号」を「中央三丁目九番十五号」に改め、沖縄税務署の項中「字美里千二百三十五番地」を「東二丁目一番一号」に改める。

○文部科学省告示第百五十六号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月十一日

文部科学大臣　下村　博文

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「九千八十九人」を「九千百九人」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県大町市平字籠川谷二一一七の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県大町市平字籠川谷二一一七の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県三木市口吉川町槇字槇谷四五七の九四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市北西方字有村四〇四九の五、四〇五〇の五（次の図に示す部分に限る。）、四〇五〇の八、四〇五〇の九、字黒仁田四〇五四の三、四〇五五の四、四〇六六の五、四〇六九の六、四〇七〇の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

和気郡和気町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十二年六月二十二日農林省告示第九百九号、昭和四十四年十月二十一日農林省告示第千五百六十八号、昭和四十六年十月二十一日農林省告示第千七百七十一号、昭和五十三年三月十三日農林省告示第二百二十四号、昭和五十八年七月八日農林水産省告示第千百四十三号、昭和五十八年十二月二十三日農林水産省告示第二千六百四十八号、昭和五十九年七月二十一日農林水産省告示第千四百五十八号、昭和六十年六月十三日農林水産省告示第八百六十四号、昭和六十年七月二十九日農林水産省告示第千百五十二号、昭和六十一年三月二十五日農林水産省告示第四百五十号、昭和六十二年八月二十六日農林水産省告示第千百八十九号、昭和六十三年七月二十八日農林水産省告示第千七十七号、昭和六十三年八月二十九日農林水産省告示第千二百九十七号、平成二年七月二十一日農林水産省告示第九百五十二号、平成三年六月十二日農林水産省告示第八百二十八号、平成四年十二月十七日農林水産省告示第千三百一号、平成四年十二月十七日農林水産省告示第千三百二号、平成八年五月七日農林水産省告示第六百五十四号、平成八年五月二十四日農林水産省告示第八百二十五号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十七号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十四号、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百七十三号、平成十一年十一月二日農林水産省告示第千四百七十三号、平成十二年一月六日農林水産省告示第十五号、平成十二年一月十三日農林水産省告示第三十五号